

入札契約制度の一部改正について

茨城県土木部

平成 21 年 4 月より、入札契約制度および運用方針を下記のとおり一部改正いたしますので、お知らせします。

1. 建設コンサルタント業務の低入札価格調査制度の改正

建設コンサルタント業務においてダンピング入札が増加しており、成果品の品質低下や履行期間の遅延などが懸念されていることから、業務の品質確保とダンピング対策の強化を図ります。

改正内容

1. 制度適用範囲の拡大

現 行 1,000 万円以上の設計業務，並びに 1,500 万円以上の測量・調査



改 正 500 万円以上のすべての業務委託

2. クロスチェック（第三者照査）の強化

調査対象業務に義務付けている「クロスチェック（第三者照査）」の強化を図る。

- ① 第三者照査者を記載したクロスチェック計画書を，契約締結後 15 日以内に発注者へ提出し，所属長の了解を得なければならない。
- ② 第三者照査者の変更は，第三者照査者の倒産など，真にやむを得ない場合に限る。
- ③ 契約締結後 15 日以内に，第三者照査者を特定したクロスチェック計画書が提出されない場合は，指名停止措置を講ずる（契約違反）。
- ④ 第三者照査において，不適切な行為があると認められる場合は，指名停止措置を講ずる（不誠実な行為）。

3. 調査基準価格の算定方法

- (1) 予定価格算出の基礎となった**別紙**に掲げる額の合計に，100 分の 105 を乗じて得た額を予定価格で除して得た額とする。ただし，その割合が 10 分の 8 を超える場合にあっては 10 分の 8 とし，10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とする。
- (2) 特別なものについては，(1)の算定方法にかかわらず 10 分の 6 から 10 分の 8 の範囲内で適宜の割合とする。

4. 適 用

平成 21 年 4 月 1 日以降に執行する業務から 1 年間の試行を行い，入札結果や業務履行状況などを検証しながら，本格導入に向けて検討を進める。

2. 一般競争入札における配置予定技術者の複数申請

建設業者の入札参加機会をより多く確保し，競争性の向上を図る観点から，下記①または②のいずれかに該当する工事について，配置予定技術者の複数申請を 3 名まで認めることとします。

① 特定JVまたは標準型総合評価方式の対象工事

② 技術的難易度が高い特殊工事や専門性の高い工事で，複数申請が必要と認められる工事

- ・落札者は契約時に 1 名を選択することになります。なお，契約後の技術者交替は従前どおり。
- ・総合評価方式においては，申請された配置予定技術者すべてを評価したうえで，最も低い評価を受けた者をもって企業の評価とします。
- ・平成 21 年 4 月 1 日以降に起工手続を行う工事に適用。

調査基準価格の算定方法

①測量業務

直接測量費＋諸経費×0.3

②土木関係建設コンサルタント業務

直接業務費＋技術経費＋諸経費×0.3

③建築関係建設コンサルタント業務（工事監理含む）

直接人件費＋技術経費＋特別経費＋諸経費×0.3

④地質調査業務

直接調査費＋間接調査費＋諸経費×0.3

※解析等調査が含まれる場合、解析等調査については「②土木関係建設コンサルタント業務」による

⑤補償関係コンサルタント業務

直接業務費＋間接業務費×0.3